

令和2年度後期分 経済的理由等による 授業料免除及び徴収猶予の申請について

授業料免除及び徴収猶予については、次の要領で申請を受け付けますので、希望する学生は申請書に該当する書類、証明書類等を添えて、文京キャンパス学生サービス課又は松岡キャンパス学務課の授業料免除担当へ、提出期限までに提出してください。

なお、免除及び徴収猶予を希望する者は、授業料を納付しないこと。納付した場合は、免除及び徴収猶予の対象にならないので、特に注意してください。

1. 免除及び徴収猶予対象について

本学の学部及び大学院の学生(国費外国人留学生、外国政府派遣外国人留学生、研究生及び科目等履修生を除く。)で、申請資格のいずれかに該当する者。(ただし、修業年限を超える者及び超えることが確実な者は免除の対象となりません。)

(注) 申請は半期ごとになります。

2. 申請資格

【学部学生(日本人学生)】

1. 経済的理由による場合(半期ごと・全部又は一部免除)

※令和2年4月以降入学者(1年生)は徴収猶予のみ対象です。

- ① 新制度への申請を行った、又は10月に申請を行う者のうち、本学の授業料免除及び徴収猶予を希望する者
- ② 新制度の対象とならないことが明らかであるため新制度への申請を行っていない者のうち、本学の授業料免除及び徴収猶予を希望する者

2. 特別な事情による場合(半期ごと・全部又は一部免除)

- ① 授業料の各期の納期前6ヶ月以内において、学生の学資を主として負担している者(学資負担者)が死亡した場合
- ② 授業料の各期の納期前6ヶ月以内において、学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合
- ④ ①②に準ずる場合であって、学長が相当と認める場合がある場合(学資負担者失職)

【大学院生】

1. 経済的理由による場合(半期ごと・全部又は半額免除)

経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

2. 特別な事情による場合(半期ごと・全部又は半額免除)

- ① 授業料の各期の納期前6ヶ月以内において、学生の学資を主として負担している者(学資負担者)が死亡した場合
- ② 授業料の各期の納期前6ヶ月以内において、学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合
- ④ ①②に準ずる場合であって、学長が相当と認める場合がある場合(学資負担者失職)

また、次のいずれかに当てはまる場合は選考の**対象外**となります。

- ア. 特別な理由なく在籍期間が修業年限(標準修業年限)を超えて在学している者
- イ. 申請書類提出後、大学から提出を求められた書類を指示された期限までに提出しなかった者
- ウ. 既に当該期分の授業料を納付した者

3. 必要書類について

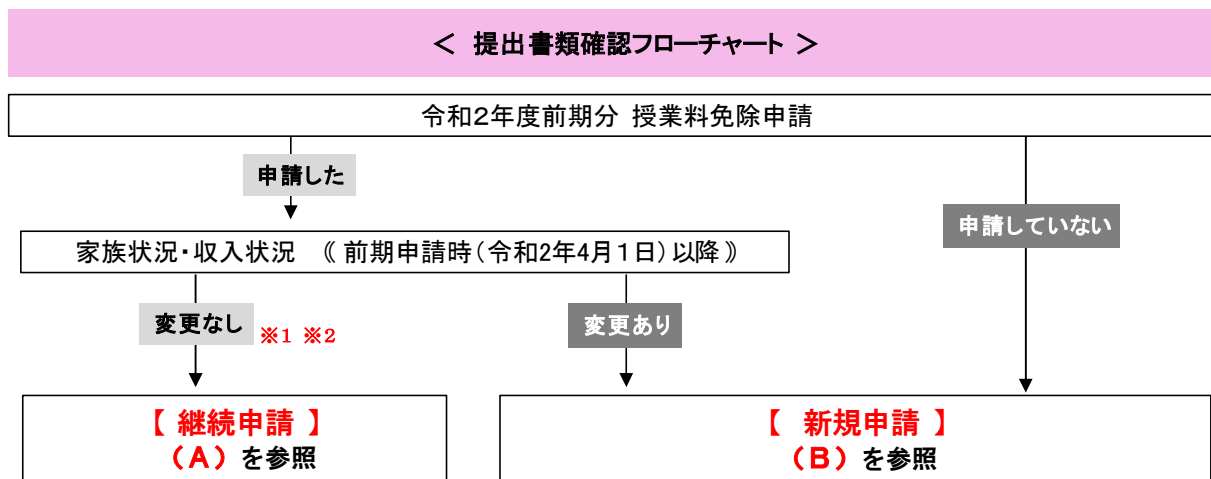
* 令和2年度より、申請書類等の窓口での配付は行いません。本学のホームページを確認し、申請書のほか自分に必要な書類をダウンロードおよび印刷のうえ作成してください。

(★)は本学所定の用紙です。ダウンロード・印刷し、作成してください。

* 令和2年度前期分の授業料免除申請状況に応じて提出書類が異なります。

下記フローチャートにて確認し、確認してください。

* 本学の同一キャンパスに在籍する兄弟姉妹が同時に免除申請する場合は、重複する書類については、1部のみの提出でも可とします。その場合は、提出済である旨をご連絡ください。(メモ等の添付による申告でも可)



※1 前期に「長期療養に係る医療費等支出明細書」、「家計支持者別居に係る経費明細書」を提出し、前期より支出金額が大幅に変更となる場合は、フローチャート **(B)** へ進んでください。

※2 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援を受けた」、又は「事由発生後(家計急変後)の所得が昨年度の所得と比較して1/2以下となった」のいずれかに該当する場合は、**新型コロナウイルス感染症の影響での家計急変による授業料免除**にて新たに申請を行ってください。(ただし、事由発生後(家計急変後)の所得が、本学の授業料免除制度の基準を満たしていること。)

(A)【継続申請】

提出書類		備考
①	授業料免除申請書(★) 継続	
②	選考結果通知用封筒	長形3号の封筒に申請者の住所、氏名及び学籍番号を記入し、 84円分切手 を貼ってください。【記載例参照】

大学院博士後期課程及び医学系研究科博士課程の院生のみ

③	指導教員推薦書(★)	* 令和2年10月入学者は不要
---	------------	-----------------

(B)【新規申請】

*** 令和2年度前期分の申請をしていない、令和2年度前期分の申請から変更があった場合は新規申請となります。**

(1) 申請者全員が必ず提出する書類

提出書類		備考
①	授業料免除申請書(★) 新規	
②	住民票(申請者を含め、同一家計(同居別居を問わず生計を一にしている者)全員のもの)【原本】	<ul style="list-style-type: none"> * 提出期限から3カ月以内に発行されたもの。 * 個別発行ではなく世帯全員が記載されたもの。 * <u>世帯主・続柄は省略しないこと。</u> * 個人番号(マイナンバー)の記載のないもの。 * 国際交流学生宿舎居住者で、住民票を福井に移している場合、本人分は不要。

③	令和2年度(平成31年分)課税・非課税証明書【原本】	<ul style="list-style-type: none"> * 同一生計家族全員のもの。 (申請者本人分も必要です。) 申請者以外の就学者分及び未就学児童は不要。) * 全項目証明のもの。 * <u>無職等収入がなくても必ず提出すること。</u> * 市区町村長で発行。
④	令和2年度(平成31年分)所得証明書【原本】	* <u>上記③. に収入額及び所得額が表記されていない場合に追加で提出すること。</u>
⑤	アルバイト収入状況申立書(★)	
⑥	奨学金受給申立書(★)	
⑦	選考結果通知用封筒(申請者が準備)	長形3号の封筒に申請者の住所、氏名及び学籍番号を記入し、 84円分切手 を貼ってください。【記載例参照】

(2) 「収入状況」に関する証明書(各項目にあてはまる者が同一家計にいる場合は、該当の書類を提出すること)

⑧	前年(平成31年)1月2日以降に就職・転職した、または予定がある	「給与等支払証明書」(★)、現在の勤務先の最新3か月の給与明細書(写)のいずれか <ul style="list-style-type: none"> * 就職先で交付された雇用契約書等(基本給、賞与等が分かるもの)の写でも可 * <u>証明書類には必ず勤務先の記載があること</u>
⑨	令和2年4月以降に退職(予定)・失職(予定)者がいる場合	「退職・離職に関する証明書」(★)、解雇通知書(写)、雇用保険被保険者離職票(写)、廃業届(写)、閉鎖事項全部証明書等
⑩	勤労可能な者で、令和2年3月以前から無職・無収入である	「無職・無収入申立書」(★) <ul style="list-style-type: none"> * ただし、就学者・各種学校等在学者・専業主婦・年金受給者・雇用保険や傷病手当の受給者等は不要
⑪	年金を受給している(恩給、老齢年金、遺族年金、障害年金等)	最新の年金・恩給等の源泉徴収票(写)、決定(改定)通知書(写)、直近の振込通知書(写)のいずれか
⑫	雇用保険を受給している	公共職業安定所(ハローワーク)が発行する雇用保険受給資格者証(写) <ul style="list-style-type: none"> * 申請時現在失業している場合は、前年に収入があっても失業前の職業による収入は総所得金額に算入しないが、受給中の失業給付金は総所得金額に算入します。
⑬	生活保護受給世帯である	生活保護受給証明書(写)
⑭	社会的養護を必要とする者に該当する	施設長発行の施設等在籍証明書、又は児童相談所発行の児童(里親)委託証明書(写)
⑮	傷病手当金を受給している	傷病手当金受給通知書(写)
⑯	令和2年4月以降に生命保険、損害保険、退職金等の臨時所得のある世帯	該当する明細書(写)等

(3) 特別控除に関する証明書(各項目にあてはまる者が同一家計にいる場合は、該当の書類を提出すること)

⑰	6ヶ月以上に渡る長期療養者がいる	「長期療養に係る医療費等支出明細書」(★)、及び診断書【原本】(当該療養が6ヶ月以上継続している旨明記されたもの) 令和2年4月～令和2年9月支払分の療養費(患者負担額)の領収書類(写)、保険からの還付金額等のわかるもの(写) ※ <u>ひと月の支出合計が1万円を超えない場合は対象外</u>
---	------------------	--

⑱	学資負担者が単身赴任等で別居している	「家計支持者別居(単身赴任)に係る経費明細書」(★)、及び別居先の直近3ヶ月間の住居費、光熱水費等の実費額証明書類(写) ※その他の注意事項に関しては、 <u>経費明細書をご確認ください。</u>
⑲	令和2年4月以降に被災した	「被害状況申立書」(★)、及び市区町村長等が発行する被災(罹災)証明書
⑳	令和2年4月以降に学資負担者が死亡した	除籍謄本又は死亡診断書(写)
㉑	母子・父子世帯である	全部事項証明の戸籍謄本【原本】、児童扶養手当通知書(写)、遺族年金支払通知書(写)のいずれか
	母子・父子世帯とは(次のいずれかに該当する者) ① 母又は父と18歳未満の子(18歳以上の学生含む。以下同じ)の世帯 ② 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ③ 18歳未満の子の世帯 ④ 祖父母と18歳未満の子の世帯 ⑤ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯 ⑥ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ※「経済力のない祖父母」・・・各々の前年の所得金額が50万円以下の祖父母になります。 ※「18歳未満の子」・・・18歳以上でも、長期に療養を要したり、心身に障害のある等で、経済力のない者を含みます。	
㉒	障がい者がいる	障がい者手帳(写)等
	障害者とは(次のいずれかに該当する者) ① 身体障害手帳のある者又はこれに準ずる者 ② 公害疾病の認定を受けた者でかつ当該公害により身体上の障害のある者 ③ 原子爆弾による被爆者で身体の機能に障害がある者 ④ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しくは知的障害のある者と判定される者 ⑤ 常に就床を要し複雑な介護を要する者	
㉓	令和2年4月以降に盗難を受けた	警察署が発行する被害金額証明書
㉔	就学者(義務教育を除く。)及び各種学校等在学者がいる世帯 * 本学同キャンパスに在籍している兄弟姉妹の証明書は不要	令和2年9月1日以降に発行された在学証明書【原本】、または有効期限が記載された生徒手帳・学生証の写し。 * 生徒手帳・学生証の写しを提出する場合は、有効期限が切れていないことを確認してください。(令和2年9月1日以降も有効であること) * 有効期限が記載されている部分(裏面、別ページ等)も必ず添付してください。
㉕	第三者の証明を受けることが出来ない申し立て事項がある場合	「申立書」(★) 例: 住民票と申請書記載の家族数に相違がある場合、生別の父又は母から慰謝料・養育費(学費)等の援助がない場合、退職金又は保険金が支払われない場合、親戚等からの援助等で証明書が添付できない場合、その他特に説明を必要とする場合

(4) 学力に関する証明書

㉖	指導教員推薦書(★)	大学院博士後期課程及び医学系研究科博士課程の院生のみ提出 * 令和2年10月入学者は不要
---	------------	---

(5) その他参考となる資料

◎	大学が必要と認めるもの
---	-------------

4. 学業成績について

(1) 博士後期課程以外の在學生(文京キャンパス)

- 標準修得単位数以上の単位を修得し、かつ、前期終了時における学業成績の平均値が 3.0 以上。
- 平均値算出方法 秀・優・A・B=5、良・C=3、可・D=1 に換算 ※保留、不可、F は計算に含めません。

(2) 博士課程以外の在學生(松岡キャンパス)

医学科	年次移行の履修授業科目を満たし、かつ、前期終了時における学業の平均値が当該学年の上位5分の4以内。
医学科編入学	年次移行の修得授業科目を満たし、かつ、前期終了時における学業の平均値が当該学年の上位5分の4以内。
看護学科・修士課程	年次移行の修得単位を満たし、かつ、前期終了時における学業成績の平均値が 3.0 以上。

(3) 在學生(博士後期課程・医学系研究科博士課程)

指導教員が特に学業成績が優秀であると認定した者(指導教員推薦書(★)を提出すること。)

5. 申請書の記入について

○申請書類は**令和2年10月1日現在**の状況で記入してください。

○記入は、申請者本人(学生)が**黒のボールペン**で、丁寧かつ正確に記入(保証人等が記入しないこと。)してください。

ただし、保証人欄は、必ず保証人(原則として父・母・配偶者)が自署捺印してください。

* 消せるボールペンは使用しないでください。

* 内容を訂正する場合は、二重線で抹消してください。訂正印は不要です。**(修正液等の使用は不可)**

【共通】

該当する方を○で
囲んでください。

[※ 学部・大学院]

【学部生(2年生以上)のみ】

該当するもの1つにチェック

対象外を選択する場合は、必ず理由も記入してください。

(例：シミュレーションの結果、家計基準を上回ったため。)

学部生は該当するものにチェックしてください。(※ 修学支援新制度 = 給付奨学金(日本学生支援機構))

修学支援新制度に申請済みで、給付奨学生に採用されている

修学支援新制度の秋の新規採用に申請予定

修学支援新制度の対象外であるため申請しない(対象外となる理由:)

【継続申請】

申請者(学生)が10月現在
に住んでいる住所を記入。
転居予定の者は、転居後た
だちに申し出てください。**住
民票住所ではありません。**

申請するものを○で囲んでください。
(免除、徴収猶予ともに申請する場
合は、両方に○)

10月以降の所属と
学年を記入

令和2年度後期分
授業料免除・徴収猶予申請書

提出する日を記入

令和2年10月1日

井 大 学 長 殿

年度後期分授業料の(※ 免除・徴収猶予)を許可くださるよう、保証人連署のうえ申請します。

本人
ふくい まさる (福井) 学部 工学 機械・システム工 専攻 3
福井 大 (本人が自筆すること)

〒 910-0000 福井県福井市文京3-9-1 ○○コーポ ○○号室 学籍番号 12345678

連絡先 TEL(携帯): 090-1234-5678 メールアドレス abcd@efg.ijklmno.co.jp

保証人
ふくい まなぶ (福井) 本人との続柄 父 年度前期分の選考結果 全額免除・半額免除・不許可
福井 学 (保証人が自筆すること)

〒 123-4567 ○○県○○市○○町1-2-3 TEL 0123-45-6789

該当するもの1つを
○で囲んでください。

※申請理由 (経済的理由・特別な事情・新型コロナウイルスの影響) 該当するもの1つを理由詳細(家庭事情、その他特に説明が必要なことを具体的に記入してください)

現在の不況により父の勤務する会社の経営状況はおもわしくなく、給与削減をうけています。

母がパートを勤める会社も同様で、いつ解雇になるかわかりません。

就学者は私を含め3人いるので、教育にかかる経費が

を繰り返し、医療費もかかっています。

以上の理由により、少しでも家計を助けるため、授業料

※通学区分 1.自宅 2.自宅外 ※休学歴 有・無 期間 2019年10月1日 ~ 2020年3月31日 理由 病気・留学・その他()

※欄は、該当するものを○で囲んでください。

メールアドレスも必ず記入してください。(内容に
に関して、メール連絡する場合がありますため。)
学生ポータルにもメールアドレスを必ず登録して
おいてください。

授業料免除継続申請に係る同意書

令和2年度後期分授業料免除申請に係る家族情報及び収入状況は、令和2年度前期分の申請時から変更はありません。虚偽のないことを申し立てるとともに、証明書類の添付を省略し、令和2年度後期分授業料免除の申請をします。

なお、本年度の授業料免除申請にあたり、虚偽が判明した場合は、選考結果を取り消されても異議を申し立てません。

令和 2 年 1 0 月 1 日 学籍番号 12345678 氏名(自署) 福井 大

同意内容を確認し、申請者
本人が自筆すること。

【 新規申請 】

※令和2年度前期分の申請をしていない、令和2年度前期分の申請から変更があった場合は新規申請となります。

申請するものを○で囲んでください。
(免除、徴収猶予ともに申請する場合は、両方に○)

10月以降の所属と学年を記入

令和2年度後期分 授業料免除(徴収猶予)申請書 **新規**

提出する日を記入

令和2年度前期分の授業料免除申請状況を○で囲むこと。

申請者(学生)が10月現在に住んでいる住所を記入。転居予定の者は、転居後ただちに申し出てください。住民票住所ではありません。

申請理由: 経済的理由 (○)

メールアドレスも必ず記入してください。(内容に関して、メール連絡する場合があります。) 学生ポータルにもメールアドレスを必ず登録しておいてください。

該当するもの1つを○で囲んでください。

氏名	ふくい まさる	学部	工
フリガナ	福井 大	課程	修士課程・博士前期課程
住所	〒910-0000 福井県福井市文京3-9-1	専攻	機械・システム工学
連絡先	TEL(携帯): 090-1234-5678	メールアドレス	abcdefg @ 〇〇〇〇.co.jp
保証人氏名	ふくい まなぶ	本人との続柄	父
保証人住所	〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3	前回の申請状況	申請した(全額免除・半額免除・不許可) / 申請していない(○)

日本学生支援機構から奨学金を受けている場合は、A欄の該当する種類を○で囲んでください。

日本学生支援機構以外の奨学金を受けている場合は、B欄の該当する種類を○で囲んでください。

奨学金は前年度分を記入してください。本年度4月以降に新規に奨学金を受給する者や、申請中の者は、C欄の受給無を○で囲んでください。

社会人学生等、現職のある場合のみ、会社員、教員、研究員等、具体的に記入してください。

奨学金受給額	千円
年額	
給与収入	千円
給与収入以外の所得	千円

奨学金受給状況	A. 日本学生支援機構 (1. 一種 (○), 2. 二種, 3. 併用, 4. 給付)	B. その他(支援機構以外)の奨学金 (1. 貸与, 2. 給付 (○))	C. 受給無 (○)
現在の職業	勤務先	※前年10月以降の変更(年月)	

就学者	氏名	※学校種別	※設置区分	※通学別	学校名	学年
兄	福井 海斗	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 4. 大学 (○) 5. 高専 6. 専修高等学校 7. 専修専門学校	1. 国立 2. 公立 3. 私立 (○)	1. 自宅 2. 自宅外 (○)	〇〇大学大学院	2
妹	福井 育美	1. 小学校 2. 中学校 3. 高校 (○) 4. 大学 5. 高専 6. 専修高等学校 7. 専修専門学校	1. 国立 2. 公立 3. 私立 (○)	1. 自宅 2. 自宅外 (○)	〇〇高校	1

※欄は、該当するものを○

就学者とは、①または②に在学している者です。
 ①小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲・ろう・養護学校
 ②専修学校(高等課程・専門課程)
 (注) 専修学校の一般課程及び各種学校(予備校、職業訓練学校等)に在学している者は、就学者としてみなされないので、「就学者を除く家族」欄に記入してください。

住所が別でも生計が同じであれば記入してください。
住民票に記載されている家族でも、実際には就職等により別居独立（別生計）している場合は記入せずに、別途「申立書」を提出してください

現在の勤務先が前年（平成31年）1月以降に変更があった場合のみ記入
転職歴が複数回ある場合は、最新の就職・退職についてのみ記入

続柄	氏名	年齢	現在の職業	勤務先	前年1月以降の変更(年月)※
○父	福井 学	52	会社員	〇〇株式会社	2019. 9 (退職)
母	福井 京子	49	パート	〇〇商店	2020. 4 (退職)
祖母	福井 文代	75	無職		

会社員、公務員、パート、主婦、家事手伝い、無職等、具体的に記入してください。空欄にしないこと。

父又は母が生別の場合は必ず養育費の有無を記入

6か月以上療養中の方が対象
療養期間：いつ頃から療養が始まったのか
療養費：別途添付の「長期療養に係る医療費等支払明細書」の合計額

父または母が生別後死亡した場合は死別に○をつけてください。
母子・父子世帯に該当しない場合でも、父または母と死別または生別した場合は記入。

単身赴任している家族がいる場合、単身赴任先の住所を記入

被災した場合、風水害等の発生日とその風水害等の名称を記入(例：○台風、□豪雨)

母子・父子世帯	※父 無：死別・生別(年 月) ※養育費・援助金 ※母 無：死別・生別(年 月) 有(月額) 千円)・無
障がい者のいる世帯	続柄(祖母) 障がいの種別(身体障害者)
長期療養者のいる世帯	続柄(祖母) 療養期間 2006年 8月～現在 療養費 600 千円
主たる家計支持者別居	住所
風水害等の災害を受けた世帯	被害内容(年 月 日)

生活保護世帯	独立生計者	居住地	家族数
0:無 1:該当	0:無 1:該当	A	人

「収入状況」欄は、申請者の属する世帯の各人ごとに、前年1年間（平成31年1月～令和元年12月。以下同じ）の収入状況を、収入の区分ごとに分けて記入してください。

(収入状況)		本人 (円)	父 (円)	母 (円)	祖母 (円)
給与・賃金		56,200	4,200,000	1,120,000	
役員報酬					
専従者給与					
年金・恩給					464,030
失業給付金					
生活保護費					
その他			60,000		
計					
営業等所得					
農業所得					
不動産所得					
利子所得					
配当所得			36,650		
その他	(内職、親戚等の援助等)				
退職金					
臨時所得	保険金				
	譲渡所得				
	山林所得				
	その他				
計					

【給与所得者】
課税証明書(もしくは所得証明書)の「給与収入(額)」「年金収入(額)」欄の金額を記入。
(注)所得金額は使用しません。
パート・アルバイト等の収入も給与・賃金欄に記入。

【自営業者】
課税証明書(もしくは所得証明書)の「所得金額」欄の金額を記入。
マイナスの所得は0(ゼロ)として記入。

給付日額×給付日数

傷病手当等の年額

「給与収入以外の所得」は、前年1年間の収入金額から必要経費を控除した所得金額を記入してください。

申請日から6か月以内の所得を記入。

注1:「給与収入」は、前年1年間の収入金額を記入してください。
注2:「給与収入以外の所得」は前年1年間(臨時所得については、申請前6か月間)の収入金額から必要経費を控除した所得金額を記入してください。
注3:「収入状況」の金額は一の位まで記入してください。四捨五入しないでください。
※欄は、該当するものを○で囲んでください。
で囲んだ枠内は、記入しないでください。

で囲んだ枠内は、記入しないでください。

※前年1月2日以降、就職又は転職した(予定を含む。)場合は、2.(2)の①の書類から推定した年間収入金額を「収入状況」欄に記入してください。

《年間収入金額推定算式》

- ・給与所得者の場合 推定年収＝申請時現在の職業の平均月収(税込)×15ヶ月 (非正規就業者等の場合は12月)
- ・給与所得者以外の場合 推定年収＝申請時現在の月平均所得額×12月

※「収入状況」の金額は一の位まで記入してください。四捨五入しないでください。

(参考)

【 選考結果通知用封筒 記載例 】

選考結果を通知するための大切な封筒です。
次の要領で作成してください。

- (1)長形 3 号の封筒を提出(サイズ 厳守)
- (2)申請者の住所・氏名及び郵便番号を記入
(確実に受け取れる住所, 保証人宛も可)
- (3)84 円分の切手を貼付
- (4)宛先には「様」を付ける
- (5)封筒の左下に申請者の学籍番号を記入



6. 申請書の受付について

申請書類は、原則として郵送で受け付けます。必要書類をすべて揃えた上で簡易書留又は特定記録で送付してください。

封筒表面の余白に「**授業料免除・徴収猶予申請書類 在中**」と朱書きしてください。

受付後、学生ポータルにて受付番号をご案内します。

(1) 提出期限

令和 2 年 10 月 12 日(月) 土・日・祝日を除く 9 時～12 時、13 時～17 時

※提出期限を越えた場合は、理由の如何にかかわらず受理しません。早めの提出をお願いします。

※期限内に準備できない書類がある場合は、準備済みの書類を必ず期限内に提出し、大学の指示を受けてください。

※当日消印有効。

(2) 提出場所及び問い合わせ先

文京キャンパス: 学生サービス課 学生企画担当(授業料免除) TEL.0776-27-8403 Mail: ggakusei@ml.u-fukui.ac.jp

※敦賀キャンパス運営管理課を通して提出もできます。

松岡キャンパス: 松岡キャンパス学務課 入試・学生担当(授業料免除) TEL.0776-61-8265

Mail: m-gakusei@ml.u-fukui.ac.jp

7. 選考の結果について

選考結果通知は、12 月中に郵送します。

8. 選考結果発表までの授業料の納付猶予について

授業料免除等の申請が受理された者は、選考結果の通知があるまでの間、授業料の納付が猶予されます。ただし、選考の結果、一部免除又は免除不許可となった者は、速やかに所定の授業料を納付してください。

なお、一部免除又は免除不許可になった者が、所定の授業料を納付しない場合は、学則に基づき除籍処分の対象となります。期限までに納付することが困難な場合は、上記問い合わせ先までご連絡ください。

9. 注意事項【必ずご確認ください。】

- (1) 提出書類は、散逸を防ぐため、A4版にコピーするか用紙に貼るなどして、必ずA4版に統一してください。(1件につき1枚の台紙)
- (2) 提出した書類は、選考後においても一切返却いたしません。
- (3) 提出書類は、各自コピーをして保管してください。提出した後のコピーは原則として認めません。
- (4) 不備等の連絡は学生ポータルにて行います。
* 1日1回以上は学生ポータルのメッセージを確認し、連絡があった際は速やかに対応してください。
「メール転送設定」の登録をしておくと便利です。(学生ポータル → 個人設定 → メール転送設定)
* 不備・不足書類の再提出期限までに提出がなく、申請者からの連絡もない場合、書類不備のため授業料免除の選考から外れる場合があります。十分に注意してください。
- (5) 必要に応じて電話やメール連絡する場合があります。
問い合わせ先電話番号からの着信には必ず出てください。出られない場合はかけ直してください。
メール連絡に関しては、学生ポータルに登録のあるメールアドレスへメールを送ります。登録がまだの方、アドレスの変更があった方は、すぐに登録、および変更をお願いします。
* 6.(2)の問い合わせ先の電話番号、メールアドレスを登録しておいてください。
メールアドレスに関しては、必ず受信できるように設定をお願いします。
- (6) 提出期限が近づくと質問に対応できません。不明な点は早めに相談はしてください。
- (7) 申請者が故意に事実と相違した内容を記入した場合は審査の対象から外れます。また、許可後であっても虚偽の申告の事実が判明した場合は許可を取り消します。

個人情報の利用

申請書等に記載された個人情報は、授業料免除の選考に使用する目的をもって福井大学が管理します。このため、この目的の範囲内で福井大学の教職員が利用する場合、及び本人の同意を得た場合のほかは、次に掲げる場合を除き、原則として他の目的で利用、福井大学の教職員以外への提供はしません。

- (1) 捜査機関が捜査上必要とした場合等、行政機関等が法令に定める業務等を行うに必要な限度で利用することについて相当の理由があるときに、当該行政機関に個人情報を提供する場合
- (2) 提出された申請書等の個人情報を電算処理する場合で、当該電算処理に係る業務を外部の業者等に行わせるために、当該業者に対する個人情報の提供が必要となった場合(なお、この場合には、当該業者に対して個人情報保護法の趣旨に則った保護管理の義務を契約により課すことになります。)
- (3) 提出された申請書等の個人情報を、当該本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合で、学術研究の目的のために提供する場合